

教育民生常任委員会 記録

- 1 開会日時 令和6年9月6日（金）午前10時00分開会
- 2 開会場所 三次市役所本館6階604会議室
- 3 事 件
議案第78号 三次市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）
議案第82号 工事請負契約の一部変更について
議案第83号 広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
議案第84号 指定管理者の指定について
- 4 出席委員 新田真一，月橋寿文，重信好範，藤岡一弘，増田誠宏，國重清隆，片岡宏文
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明のため出席した職員
【市 民 部】上谷市民部長，茶木市民課長，長谷川保険年金係長，山本資産税係長
【子育て支援部】松長子育て支援部長，柳保育課長，小林保育係長
【建 設 部】熊谷都市建築課長，山田建築指導係長
【教 育 部】宮脇教育部長，豊田教育部次長，山西社会教育課長，山岡文化学習係長，
- 7 議 事

午前10時00分 開会

○新田委員長 ただいまから教育民生常任委員会を開会いたします。ただいまの出席委員数は7名であります。全員出席ですので、委員会は成立しております。本日の日程及び審査の方法につきましては、タブレットの教育民生常任委員会の令和6年9月定例会のフォルダにございます、審査順の通りに行いたいと思います。十分な審査を効率的に行っていきたいと思いますので、円滑な進行に皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、審査に入ります。議案第78号「三次市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）」について、市民部に係る審査を行います。なお、中継の都合上、説明及び答弁は着座のままお願いいたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

上谷市民部長。

○上谷市民部長 委員の皆様、おはようございます。市民部が所管いたします、議案第78号「三次市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）」についてご説明を申し上げます。説明は、提出させていただいています資料に沿って説明をさせていただきます。

最初に、本条例の改正案の提案理由について説明します。本改正案は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和5年6月9日に公布されたことに伴い、関係条例である国民健康保険条例の一部を改正するものです。施行期日は令和6年12月2日となります。次に、提案内容の要旨について説明をいたします。第10条について、改正前の国民健康保険第

9条第3項、第4項及び第9項に規定する被保険者証の返還規定について、被保険者証の廃止により改正され、削除されたことに伴い、同項に基づく国民健康保険条例第10条、過料の罰則規定から、被保険者証、被保険者資格証明書を削除するものです。以上で説明を終わります。よろしくご審査いただき、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○新田委員長 それでは、質疑をお願いします。

片岡委員。

○片岡委員 おはようございます。今説明資料を説明していただきましたけれども今回改正前の9項の中に、被保険者証または被保険者資格証明書という文言を削除されるということなんですけども、添付していただいてますマイナ保険証をご利用くださいという資料の中に、保険証がなくなる前に申請していただくことなく、資格確認書が交付されて、おそらく確認書が、なくなる前に送付されると思うんですけども、その違い、確認書と証明書文言2つあるんですけども、この違いは何なのかをちょっと教えていただきたいと思います。

○新田委員長 茶木市民課長。

○茶木市民課長 資格証明書、これはですね、負担割合が10割の方ですね、被保険者証とは別にですね、発行するものなんですけども、収納対策のために資格証明書、負担割合10割で発行しているもののことを言います。被保険者証とは別に発行しております。

○新田委員長 上谷市民部長。

○上谷市民部長 今説明があったんですが、補足しますと、いわゆる罰則規定ですね、証で。通常であれば国民健康保険税の滞納者に対して、罰則規定としては滞納処分とかあるわけなんですけども、国民健康保険、においては、証にハンデをつけるということで、通常であれば3割負担ですよ、個人負担が。しかし、なかなか納付に応じていただけない方については、10割負担ということで保険証を返還していただいて、資格証明書というものを交付するわけです。そうすると本人がそれを病院に持っていくと。この人は国民健康保険の資格はあると。あるけども、負担は10割ですよ、というのが資格証。ただこれ保険証ですから、同じく同等に今回削るということです。

○新田委員長 他に質疑ございますか。

増田委員。

○増田委員 このマイナ保険証についてなんですけど、いろいろとご心配いただいておりますこの条例改正、実際過料までかけて運用してるという部分はないんかもしれないですけど、そういった部分でいろいろご心配いただいておりますが、そういった中で1点目としてお伺いするのが、施行日が12月2日になるんですけど、12月2日以降この罰則規定がなくなるということで、その場合これ併せて保険証の返還義務自体もなくなるんですかね。例えば1月以降就職して、今の現行の保険証が多分7月ぐらいまで有効だと思うんですけど、1月、2月あたりに就職して国保の資格を喪失した場合、この保険証については返還義務は

ないのか。併せまして罰則はないとは思いますが、そういう返還を求める規定ってのは、例えば7月ぐらいまで国保の有効期限が残る7月ぐらいまで残しておく必要はないのか、そのあたりちょっと1点目としてお伺いしたいと思います。

2点目として、その周知の部分も含めてなんですけど、その被保険者ですね、全体への周知ってのは国においてされるべきだと思うんですけど、国保という部分で国保の被保険者に対してのこのマイナ保険証に移行するっていう部分の周知ってのは、その辺りしっかりされているのか、どのように周知されていくのかっていうのを伺いしたいと思います。

3点目として、マイナ保険証に紐づけしていない人はご説明あったように、資格証が送られていくんであんまり問題、影響ないんかと思うんですけど、ポイントをいただくとかそういった部分で、マイナ保険証に紐づけられたが、マイナナンバーカードを使ってるマイナ保険証が十分に使うことがちょっと難しい方、そのあたりはどのようにされているのか。全体の数から見ると、そんなに多くないかもしれませんが、紐づけされた方には多分保険証いらないと思うんで、そのあたりの対応というのはどのように考えられてるのか。周知の部分も含まれるかもしれないんですけど、そのあたりちょっとお伺いしたいと思います。以上3点です。

○新田委員長 茶木市民課長。

○茶木市民課長 まず1点目の返還の件につきましてはですね、これは経過措置において、従前の例によって返還を求めることができるということになっております。それから2点目の周知の件につきましてはですね、まず、国保につきましては、今年度の証更新にですね、チラシを同封させていただきました。

これはマイナ保険証の登録についてのチラシを同封させていただいたということ。それから広報みよしの8月号にですね、マイナ保険証の利用促進についての記事を掲載させていただきました。ただまだ、十分に周知というのはですね、できておると思っております。12月の廃止に向けてですね、これからも広報を利用したりSNSを利用したりしてですね、周知に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。3点目もですね、利用についてのことだと思うんですけども、特に高齢者の方とか利用が難しいんじゃないかということなんですけども、現在ですと、顔認証によるマイナナンバーカードの作成もできることになっております。そういったことも利用していただくということ。それから、医療機関等においても声かけをしていただいてですね、積極的に利用していただく方法、それから使い方ですね。丁寧に説明していただくということをお願いをしていこうというふうに思っております。

○新田委員長 上谷市民部長。

○上谷市民部長 今市民窓口係には、マイナナンバーカードの申請交付の特設窓口というのを開設して、相当数の職員を配置しております。そういった紐づけ等ですね、新たに取得される方とですね、そういったサポートも十分体制整えておりますので、もうご遠慮なくですね、そういった担当者の方へ声をかけていただければ、最後までサポートをさせていただきますので、まず紐づけがないと持っていかれてもですね、

使いようがないですから。しっかりそこはね、サポートしていきたいというふうに思っております。

○新田委員長 茶木市民課長。

○茶木市民課長 3点目の資格確認書なんですけども、定期更新時というのは当然、現行の保険者証と同様に更新していくんですけども、申請によって交付も可能です。

○新田委員長 増田委員。

○増田委員 申請によって可能であるっていうのはもちろんそうなんだろうと思うんですけど、やっぱり紐づけをするっていうのは、同じ市民部の方の別の課の方でしっかり対応させてもらってるのかなと思うんですけど、紐づけられた後の部分ですよ、それがなかなか実際使うというのが、簡単にいくんかなっていうところもちょっと心配するんで、紐づけられてない人はもう自動的に送られるんでいいんですが、紐づけられた方で、やっぱり使い方がちょっと難しいかなってことはやっぱり資格認証の申請とかいるんで、その辺りですよ、これもちょっとに2つ目のご回答にかぶるんですけど、SNSや広報っていう部分は全体的な部分になるんで、保険者によって若干ちょっと取り扱いも違う可能性もあるんで、国保として、国保の部分として、国保の被保険者に、そのあたり例えば郵送かなんかで、こういう手順でマイナ保険証を使っていく、マイナ保険証使えない方は資格証明書が請求ができるとかって、そういった辺りの周知っていうのは必要ではないかと思うんですけど、そのあたり考えていらっしゃるかどうか再度お伺いしたいと思います。補足で2点目として、その確認書自体は12月に送るわけじゃなくて、これはいつごろ送るんですか。6月か7月ぐらいに送るんですかね。当面、今の現行の保険証を使っていただくってことですよ。おそらく、次の確認書というのは来年になって夏かあの辺りに送られるってことなんですけど、ちょっと再度お伺いします。

○新田委員長 茶木市民課長。

○茶木市民課長 まずですね、資格確認書の送付時期なんですけども、本市の場合、7月末の有効期限になっておりますので、その時点で申請をせずに郵送させていただくということになります。それからですね、マイナ保険証をマイナンバーカードを廃止することは当然可能です。そうした場合には、速やかにですね、窓口の方に資格確認証を交付するということは可能です。できるようにしております。

○新田委員長 上谷市民部長。

○上谷市民部長 まず重複はございませんので、例えば、マイナンバーカードで紐づけされて、もうマイナ保険証になってる方にですね、確認証を発行するということは今想定しません。あとですね、医療機関によって、おそらく12月2日以降いろんなことがあると思います。これはもう医療機関の対応によってですね、しっかりナビゲートをしていただけるような体制ができているところ、そうではない個人病院なんかですね、当たり前のように通してくださいっていうような形、人員がいなくてはそういうふうになると思うんですよ。市立三次中央病院とか三次地区医療センターとか、そういった職員対応できるところは、ナビゲートしていただけるようなところもあろうかと思います。ですから、12月2日以降こういった

トラブルがあるか。想定できる範囲のトラブルを想定する中で、医師会等においてですね、しっかり三次地区の医師会等においてしっかり周知をしていただくとかですね、いうことも検討が必要なのかなというふうには思っております。基本的にはさっき言った顔認証もありますしね。出してもらえば使えるというものなんで、あんまり細かい操作が本人にしてもらうようなことはございません。ただ慣れておられませんか、いきなり12月2日からなんで予行演習するときもありますし、ただ現行、病院にかかっておられる方はもうすでに使ってる方おられますんでね。そういう方はスムーズにいくと。初めて12月2日以降からという方はちょっとご心配な面があるんだろうなというふうに思っております。

○新田委員長 議案は健康保険証の一部改正の条例の議案ではありますが、返還をしなければならない項目を取っていくというのではありますが、添付資料へ今のマイナ保険証のご利用のチラシがある中で、多くの市民の皆さんも、これがマイナーカード、或いは保険証どうなるんだろうかという部分は非常に関心の高い事項でもありますので、ちょっと今質問の幅が広がってますけども、マイナ保険証の移行に伴う諸課題についても質疑を継続したいと思いますんで、ご答弁よろしくお願ひしたいと思います。次の後期高齢者の分も関連する部分も出てようかと思ひますんで、その意味で、ちょっと資格確認書が交付されるという、ここにある部分について、ちょっと今時期の問題とかいうのもありましたけど、どういった方を対象に、どういった手続きによってどう出されるのかっていうのをちょっと説明をいただけますか。

茶木市民課長。

○茶木市民課長 まず、マイナ保険証をお持ちの方、マイナ保険証は皆さんご承知の通りだと思うんですが、保険証をマイナンバーカードに紐づけしたのになります。これは現行通り使っていただくということになるかと思ひます。一方マイナ保険証をお持ちでない方ですね、この方は12月2日以降は現行の保険証を使っていただくということになります。12月2日以降に国保の資格を得られる方とかいっちゃうと思うんですけども、そういった方には窓口において交付をさせていただくと。資格確認書を交付することになります。資格確認書ですね。保険証ではないです。保険証は12月2日で廃止となります。そこからは、資格確認書を交付させていただくということになります。有効期限がですね、今の被保険者証は7月31日になっておりますので、来年のこの前にですね、資格確認書をマイナ保険証をお持ちでない方に交付させていただくと。郵送で送らせていただくということになります。

○新田委員長 わかりました。では、そういう趣旨の中でまた委員さんの方からも質疑結構ですんで、お願ひします。

増田委員。

○増田委員 先ほどご答弁がなかったんですけど、周知の部分で、やはり国保と他の保険者の部分でちょっと、やっぱり有効期限の問題、他の部分は4～5年と言ってますけど、国保は先ほど答弁いただきましたように7月31日で1年更新なんで、他の保険者と違って資格確認書の有効期限が短いとは聞いてますけど、そういった部分でちょっと制度が違うんで、国保の世帯全員というわけじゃなくて、国保の被保険者

の世帯に郵送等で周知する必要があるんでしょうか。じゃないと、本当に皆さん今日の新聞にも書いてありましたがやっぱり、本当にご心配されてるんで、制度が悪いって言ってるわけじゃなくて周知の部分で、必要はないんでしょうかという質問だったんですが、そのあたりちょっともう1回伺いたいと思うんですけど、先ほどちょっとご答弁で、マイナンバーカード廃止すれば資格確認書を云々っていうのあったんですけども、マイナカードは他のことでも使うんで廃止する必要はもちろんないんじゃないかと思うんですが、その中でマイナンバーカードはあって、マイナ保険証に紐づけされてる方で、例えば高齢者で使い勝手が悪いとか病院が対応してないとか診療所が対応してないとかいう部分があって、マイナ保険証を紐づけしてる状態で資格確認書ってのはこれは発行ができるんでしょうかできないんでしょうか。再度伺います。

○新田委員長 茶木市民課長。

○茶木市民課長 まず最初の質問ですけれども、9月にですね、全被保険者の方に資格情報のお知らせというのを通知をさせていただく予定でおります。これは全被保険者の方にです。国保のみならずですね、すべての保険者の方に通知を出すということになっております。それから2点目なんですけれども、マイナ保険証と資格確認書の重複というのはできません。

○新田委員長 上谷市民部長。

○上谷市民部長 できるかできないかっていう議論になると、決してできないわけじゃないですけど、先ほど答弁したように、それは本市としては想定をしていないってことです。それがどンドンどンドン波及するとですね、それ何のためのマイナ保険証なんかってことになってくるんで、私も私もと、これどンドン広がっていくと。全国保の被保険者に交付ということになってきますから、本市としては、しっかり縦分けをしていきたいというふうには思っております。先ほど周知、周知というふうにおっしゃっております。当然周知が必要なんで、保険者としてしっかりこれは周知をしていくという方針でおります。どちらかという、マスコミは、ある意味否定的な、広報というか、そういう発言が多いし、医師会の方からも反対意見が多いという現状の中で、やっぱり市民の皆様も不安材料の方が多いんだろうというふうに思うんですね。新しいことをするわけですから。いきなり変わるわけですから。当然不安、それを我々もしっかり承知しております。従ってそこをどれだけ緩和できるかっていうのは、これは行政の責任であろうというふうに思います。どこまでそれがご理解いただけるかっていうのは、できるだけご理解いただけるようにしていきたいというふうには思っておりますけれども、中にはやはりわからないという方もいらっしゃると思います。個別対応ということでそこらはね、していきたいというふうに思います。

○新田委員長 茶木市民課長。

○茶木市民課長 すみません。先ほどお答えした内容にですね、訂正をさせていただきたいと思うんですけども、まずマイナ保険証と資格確認書の両方を発行することはできないと申し上げましたけども、申請によってですね、資格確認書の交付はできます。それともう1点ですね、すべての医療保険者が通知を行

うと申し上げましたが、国保のみです。大変失礼しました。

○新田委員長 その他質疑ございますか。

重信委員。

○重信委員 先ほど部長は、マスコミのマイナスばかりを言われてましたが、本日の社説の中にも、マイナ義務化、強引すぎる、そしてマイナ保険証利用低迷に続く、という見出しが最近多いんですけども、このやはり、先ほど増田委員が言われた周知も大切です。

マイナ保険証を持っていない人に12月以降、順次送られるということでしたが、この有効期限は、この確認証というのは有効期限はあるんでしょうか。

あるとしたらまたその以降、この確認証はどこまで有効になるんでしょうかお伺いします。

○新田委員長 茶木市民課長。

○茶木市民課長 質問にお答えします。現行の被保険者証と同様に、本市の場合ですと7月末です。1年の有効期限となります。資格確認証書の方がですね。

○新田委員長 重信委員。

○重信委員 報道には有効期限は最低5年って書いてあるんですが、私が聞き間違いかもしれませんが、それでいいんですかね。

○新田委員長 上谷市民部長。

○上谷市民部長 これ各保険によって違うんですよ。有効期限がですね。国民健康保険の場合は、本市は1年というふうに規定しておりますので1年なんですね。我々共済保険においては、これ無期限なんです。それはそれに準じて従前の通りの期間を設けていくということなんで、どうしても報道が一律的に全部それが拡散するんで、我々1年と言ってもですね、いや社説には5年と書いてあったいうようなことで、そのあたりがですね、そういった報道の仕方の中で我々はどういうふうに対応していくかということもあるんだというふうに思います。本市は国民健康保険は1年になっております。

○新田委員長 ちょっとごめんなさい。私も今ちょっと混乱してるんですけども、今の国民健康保険証の期限が来年7月31日までとこうなってますよね、紙の。資格確認書っていうのは、来年の7月31日までに、これを読むと申請なくてもマイナ保険証になってない人ですよ、送りますって書いてあると思うんですが、それが7月31日が期限なんですか。1年という。

上谷市民部長。

○上谷市民部長 今皆さん保険証お持ちですよ、通常の保険証。これが来年の7月31日までなんですよね。で、以降ですよ。来年の7月31日以降が資格証明書が1年間で、再来年の7月31日までということになります。

○新田委員長 ただ、今のが保険によって期限の年数が違う。今日の社説には5年って書いてあった。だから三次市としてそれは決めて、5年にするとか、1年にするとかというのができるんですか。それとも

国民健康保険全体としての期限が決まってるのかといたらどうなのでしょう。

上谷市民部長。

○上谷市民部長 今県内統一で広島県、統一でやってますし、今連携会議がございますよね、国民健康保険が。これ県単一化ということがございますんで、広島県では、これは足並みそろえて23市町1年間ということになります。これを、連携会議の中で例えば2年にしようとか、そういう議論になってくれば、それはそこでまたね、検討が入ると思います。1年がいいのか、2年がいいのか。その辺は疑問ございすけども、今1年を継承するということです。

○新田委員長 その他、質疑ございますか。

月橋副委員長。

○月橋副委員長 マイナンバーカード作られてる方が多分今8割ぐらいですかね。マイナ保険証って先ほどから言われてるんですけど、やっぱり複雑で、マイナ保険証って何か新たな保険証が来るんじゃないかっていうぐらいに多分市民の方思ってるんじゃないかなってのはちょっと思ってた、マイナンバーカードに保険証として使えるものを、要は紐づけすればマイナンバーカードで保険証の代わりになりますよということだと思うんですけど。実際に、わかりやすく説明を皆さんに周知していただきたいんですけど、今医療機関とか薬局っていうのは、どこでもまず使えるのか。100%使えるのか。

それと、その紐づけですね、マイナンバーカードを健康保険証として登録することが、その医療機関や薬局でも今現在できるのかどうかって言うことを教えていただきたい。

○新田委員長 上谷市民部長。

○上谷市民部長 ちょっと全部の医療機関、薬局が使えるかどうかっていうところはちょっと今承知をしておりません。まだ使えないっていうところも耳にはしております。国が補助金等出して、すべての機関が使えるようにということでしてますけども、いろいろそういった機関もご苦労もあるんだと思いますんで、そういったところがあればですね、本市としても対応できるようにはしっかり勧奨はしていきたいというふうに思います。おっしゃるように、紐づけしていきなり持ってるマイナンバーカードが保険証になるんですよっていう話をしても、何かこう化けたような感じですよ。今は何かこう保険証があるんで私は保険証っていうふうに思うんですけど、マイナンバーカード1枚で何かこう化けたような形になってくるなんか保険証っていうイメージがなかなかこの切り換えができないというふうに思うんです。ですからスタート期については、いろんなそういった困惑とかあろうかというふうに思います。当初、お話ししたようにですね、トラブルも想定はできます。どういったことが起こるかというのはね、やってみないとわからないとはございますけども、例えばそういったトラブルがあった場合は、早急にそういったインシデントについては解消できるように、本市としても取組はしていきたいというふうに思っております。市としても初めてのことでですね。これはもう市民の皆さんも行政もお互いが初めてのことで、どういったことが起こり得るかというのは、我々にとっても不安なところは確かにございますけども、万全

を期していきたいというふうには思っております。

○新田委員長 茶木市民課長。

○茶木市民課長 すみません。今のご質問なんですけども厚生労働省の方がですね、医療機関、薬局などにおいて、マイナンバーカードの読み取り機を導入する場合の支援の補助金をですね、延長したということです。それから直接ですね、利用率が上がらないところの医療機関においては、聞き取りをして何が課題かというのを今から調べていくということを聞いております。

○新田委員長 月橋副委員長。

○月橋副委員長 すみません。どうしても今この切り換えの時期で、皆さんやっぱり市民の方もわかりづらいついていう状況はしょうがないと思うし、混乱も起こる部分もあると思うんですけど、先ほどの、今、三次の医療機関に、要は紐づけしてくださいって言うてもできるところがあるんですかねって言うのが、それちょっと確認。市立三次中央病院とか、そういったところではできない。逆に紐づけをどこに持っていったらいいかっていう。

○新田委員長 上谷市民部長。

○上谷市民部長 今は本人にさせていただくか、窓口に来ていただくか、支所に行っていただくかということになるかと思います。医療機関の方でそういったサポートを今しておりません。

○新田委員長 月橋副委員長。

○月橋副委員長 やっぱり皆さんも言われるように周知だと思うんで、支所に行ってもできますよと。何を持って行ったらいいのかっていうところですよ。やっぱり今から医療機関とかもどんどんいろんなところでもカードリーダーが機械とかでできるようになっていくんだと思うんですけど。できれば、今ここでできますよっていうのを、段階的にですね、書いてあると親切かなと。今市立三次中央病院に機械が入ったから、今月からできますとかね。診療所でもできますっていうような形に多分徐々になっていくと思うんで。やっぱり周知は、徐々にその辺、案内していただけたら助かるかなと思いますんで、よろしくお願いします。

○新田委員長 上谷市民部長。

○上谷市民部長 もう常にしっかりその辺りアップデートしながらですね、適宜、市民の皆さんには情報発信をしていく、いうことで対応していきます。

○新田委員長 その他、質疑がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 それでは、ないようでしたら以上で議案第 78 号の審査を終わります。

次に、議案第 83 号「広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」の審査を行います。提案理由の説明を求めます。

上谷市民部長。

○上谷市民部長 同じく市民部が所管をいたします、議案第 83 号「広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」ご説明いたします。説明は提出させていただいてます資料に沿って、説明をさせていただきます。

最初に、本規約の改正案の提案理由について説明します。本改正案は、国民健康保険条例の一部改正と同様で、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が、令和 5 年 6 月 9 日に公布されたことに伴い、関係規約である広島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するものです。施行期日は令和 6 年 12 月 2 日となります。

次に、提案内容の要旨について説明をいたします。別表第 1 について、改正前の高齢者の確保に関する法律第 54 条第 3 項から第 9 項及び第 11 項に規定する被保険者証等の交付及び返還規定について、被保険者証の廃止により改正され、削除されたことに伴い、同項に基づく、広島県後期高齢者医療広域連合規約別表第 1 中、被保険者証及び被保険者資格証明書の表記を資格確認書等に改めるものです。以上で説明を終わります。よろしくご審査いただき、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○新田委員長 質疑願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ないようでしたら、以上で議案第 83 号の審査を終わります。市民部の皆さん、ありがとうございました。ここで説明員が入れ替わりますのでしばらくお待ちください。

(市民部退出、子育て支援部入室)

それでは次に、議案第 82 号、工事請負契約の一部変更について、子育て支援部に係る審査を行います。提案理由の説明を求めます。

松長子育て支援部長。

○松長子育て支援部長 議案第 82 号「工事請負契約の一部変更について」ご説明申し上げます。

本案は、三次市東光保育所建替工事、建築主体工事において、株式会社壺心と締結しています工事請負契約を変更することについて、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

その内容は、請負金額を 6 億 500 万円から 6 億 1,299 万 7,000 円に変更しようとするものです。主な変更理由につきましては、旧園庭掘削時に発見されたコンクリート擁壁及び不明管の撤去等に係る増額。既設プール解体時塗装にアスベストが一部含まれていることがわかり、対策を行ったことによる増額。作り付け家具について、保育現場における保育実態に合わせた要望等によるサイズ変更や増設等を行うことによる増額でございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願いいたします。

○新田委員長 質疑をお願いします。

國重委員。

○國重委員 いろんな形で保育所ですね、補修点検とかいろいろあると思うんですが、この中身的なことですね、詳細なこと。当然、見積りも取られてですね、その中での決定だと思うんですけども、わかるだけでも結構なんで、その増額した理由の内訳、今言われましたけれども、金額的なものはわかりますでしょうか。

○新田委員長 柳保育課長。

○柳保育課長 増額となった内訳でございますけれども、主な変更内容につきましては、まず旧園庭の掘削時に発見されましたコンクリート擁壁及び不明管の撤去等に係る増額分が約 261 万円。保育室 6 室の作り付け家具等につきまして、保育実態に合わせたサイズ変更や増設等を行うことによるものが 403 万 6,000 円。既設のプール解体時におけます塗装にアスベストが含まれていることがわかり、対策等を行ったことによる増額が約 116 万 3,000 円。その他、外構植栽等の排水施設等が 18 万 9,000 円。排水施設の取り壊し等が発見されましたので、そちらの取り壊し等で約 57 万 7,000 円。トータル約 800 万円の内訳でございます。

○新田委員長 國重委員。

○國重委員 非常に細かい数字を出していただきましてありがとうございます。その中で基本的にはこれは株式会社壺心が入札されたということなんで、株式会社壺心が基本的には業者に対して三者見積りをとって協議をして、増額になったという考え方でよろしいのでしょうか。

○新田委員長 熊谷都市建築課長。

○熊谷都市建築課長 当初の設計積算に対する設計金額の金額については、三者の見積りを取って、その最低金額から実勢に合う割合、設計積算会社と話をしまして決定して入札をしました。今回変更する金額については、これも施工者である株式会社壺心の方から見積りをいただきまして、実勢価格を勘案して決めさせてもらって変更させていただくものでございます。以上です。

○新田委員長 その他、質疑ございますか。

重信委員。

○重信委員 約 800 万円の増額でございます。主に、先ほど説明がありました、アスベストで掘削時に発見されたコンクリート、そして柵ですね。これらが主だと思いますが、これは設計段階からわかっていなかったのか。それと、工期がいつまでなのか。開園に影響するんじゃないかと心配しておりますが、お伺いします。

○新田委員長 柳保育課長。

○柳保育課長 まず設計についてでございますけれども、この当初設計につきましては、運営者や現場保育士の意見等、ヒアリングをしながら、例えばロッカーサイズであるとか柵の位置等、適切な収納等ができるように、確保できるように、施設として設計をしているところでございます。しかしながら、施工を進めるにあたって、引き続き運営者等との協議を進めている中で、やはり設計時に想定されてなかった、例

えば扉の開きとか引きとか、現場での話の中でそういう要望が出てきまして、そちらに対して、やはり子どもたち、園児たちにとって安心安全なよりよい施設にするため、可能な範囲での変更をさせていただきたいということで、今回させていただいたところでございます。

そして、工期が開園に影響はないかというご質問ですが、現時点での進捗率でございますが、8月末時点で58.9%の計画に対しまして、現在の実施が53.9%になっております。若干遅れが生じてはおりますけれども、回復傾向にありまして、工期内完成、12月でございますが、工期内に完成する予定でございます。

○新田委員長 その他、質疑がございますか。

藤岡委員。

○藤岡委員 先ほど来からご説明をいただいております東光保育所の金額の変更、請負金額の変更というところで、理由が大きく4つ、1つ目がコンクリートの擁壁及び不明管の撤去、2つ目が家具のサイズ変更に対するもの、3つ目がアスベストで、4つ目が先ほど言われました外構であったり排水管の取り壊しであったりというふうに理解をさせていただきまして、この3番目のアスベストについてなんですけれども、そもそも保育所でアスベストが使用されているプールがあったんだと。これは、まず担当部署としては把握をされていたのか。つまり、三次市は平成17年度に吹きつけアスベストの使用状況に対して調査が行われていると思うんですけれども、この東光保育所で、しかも園児が使うプール壁にアスベストが使われていると、まずそれを把握されていたのかお伺いします。

○新田委員長 熊谷都市建築課長。

○熊谷都市建築課長 東光保育所の今回の建て替えに関しまして、当初、アスベストの可能性のあるところについては調査をしております。今までそういう工作物からアスベストが出た過去の経緯はなくてですね、当初はうちの方も把握してないというか想定外のものでした。今回、国の法律で令和4年4月からアスベストの解体におけるアスベスト調査が義務づけられてますので、それに基づいて調査した結果、アスベストが判明したという流れになっておりまして、これについては今の普通に使う段階では、アスベストの発散というか、大気に対する影響はないんですが、解体とか壊したりなんかするときにはそういうアスベストの影響があると思っておりますので、通常使用の場合に、影響はないという判断をしております。以上です。

○新田委員長 藤岡委員。

○藤岡委員 先ほど説明いただいたように、環境省のホームページを見ても令和4年から、いわゆる修繕だとか解体だとか新築のときには、アスベストが使われているかどうかというのを調査すべきというふうにルールが変わって、今回は東光保育所のプールの壁にですね、アスベストが使われているということは市としては把握をしていなかったと。なので今回調査してわかったので、金額の増額っていうのはわかるんですけれども、やはり直後にですね、肺癌になるとかそういうことはないんですけれども、やはりアスベストというのは危険物資でしかも特に子どもたちが使う施設ですね、これ直接とは関係がないかもしれ

ませんが、まあ、ルールも変わったところもありますので、改めてちょっとそこところは調査をすべき必要もあるかと思うんですけども、それについてはいかがでしょうか。

○新田委員長 熊谷都市建築課長。

○熊谷都市建築課長 これが今回は東光保育所のプールの方で発見されたんですが、今回はその非飛散性でありますので、これについては今後、市全体でどのように取り組むかというのは、今後の検討課題だと思っております。

○新田委員長 その他、質疑がございますか。

増田委員。

○増田委員 先ほど藤岡委員のアスベストの件にちょっと追加で質問させていただくんですけど、今回プール、さらには今後、園舎の解体ってのが進んでいくんですが、そういった中で当然にもちろん隣地のね、周りの家もありますし、さらには保育所自体は新しい保育所に移行した段階では園児はその場にいるんで、そういった部分でアスベストの含有建材の除去っていうのは、計画書の中にも以前お示しいただいた計画書にも入ってるは入ってるんですけど、その辺り園児等の安全のために、しっかり隔離、粉じんの漏えい防止ってのはやっていたかんといけんと思うんで、そういう適切な工法を選定しますとは書いてあるんですけど、その辺り、十分配慮できる体制ってのはとられているのか、確認の意味で質問させていただきます。

○新田委員長 熊谷都市建築課長。

○熊谷都市建築課長 これも法律に基づいて行う作業でありますので、その面については施工者、発注者も認識の上で進めていきたいと思います。以上です。

○新田委員長 その他、質疑がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○新田委員長 ないようでしたら、以上で議案第 82 号の審査を終わります。子育て支援部の皆さん、ありがとうございました。ここで説明が入れ替わりますのでしばらくお待ちください。

（子育て支援部退出，教育部入室）

○新田委員長 それでは次に、議案第 84 号「指定管理者の指定について」教育部に係る審査を行います。提案理由の説明を求めます。

宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 それでは議案第 84 号「指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

本案は、はらみちを美術館について、令和 6 年 10 月 1 日からの指定管理者の候補者として、有限会社ジャパンクリーンサービスを選定いたしましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、市議会の議決を求めようとするものでございます。説明資料をご覧ください。指定管理施設の概要や、指定管理期間、選定する団体やその経緯について記載しております。同事業者は、三次市君田健康ふれあい施設等

貸付に係る公募型プロポーザル選考委員会において、君田温泉の無償貸付事業者に決定いたしました。貸付事業者には君田温泉と一体的に管理することで、各施設の連携をとることができ、サービス向上等に効果的であると見込まれることから、はらみちを美術館の指定管理者となることを貸付の条件としていたため、この度、非公募により指定管理者の候補者に選定されたものでございます。資料の2枚目には位置図もつけておりますので、ご覧ください。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○新田委員長 質疑を願います。

片岡委員。

○片岡委員 ご説明いただきましたように一帯の君田温泉ということで、この指定管理をされる方は有限会社ジャパンクリーンサービスという業者でございますけれども、今回、指定管理か美術館ということでちょっと特殊な、誰でもできるようなことではないと思うんですけども、その辺しっかりこの業者さんがですね、美術館に対するノウハウがあったりとか、また、今までされてた管理の方がそのまま引き継ぎできるのであればスムーズにできると思うんですけども、その辺の雇用状況等は把握されているのでしょうか、お伺いいたします。

○新田委員長 山西社会教育課長。

○山西社会教育課長 以前の指定管理者のときにメインでされていた方についてはですね、この度、継続しての雇用ということにはなっていないということはお伺いしております。ですが、様々にですね、指定管理をしていただく中で、そこについては今、新たに企画展に向けてですね、作家さんとの交渉等も始めて、まだちょっと指定管理者に決定ということではございませんので、本格的には管理後というふうには伺ってますけれども、企画展の準備等も進めていきたいということで伺っておりますので、その辺については教育委員会としても、引き続き注視といいますか、管理者の方とですね、連携して参りたいというふうに考えます。

○新田委員長 その他ございますか。

月橋副委員長。

○月橋副委員長 先ほど片岡委員からも言われたんですけど、やっぱり確かにはらみちを美術館のほうですね、指定管理にということは決まったことなんですけど、普通の施設でなく美術館であって今言われたように、元々されてた方が引き継がれるのかなと思ったんですけど、そうじゃないということになると、本当ゼロから始めるってということになるので、そこはちょっとどうかなっていうふうに思うので、その辺の対策をですね、どういうふうに考えてらっしゃるのか、それとやっぱり奥田元宋・小由女美術館なんかの支援っていうものが必要だと思うんです。これから君田温泉を盛り上げていく中で、温泉に来られて、美術館に入ります。美術館に来られた方が温泉入って帰ります。やっぱり相乗効果だと思うんですよね。これまでも美術館のファンの方もいらっちゃって、そこで訪れてくださった方も再開には喜んでいら

っしゃる方もたくさんいると思うので、新たな展示とか、やっぱりタイミングですよ。今からって言うこのタイミングっていうのはすごい大事なので、今まで通りじゃなくて新しい展示をするとかって言うことが必要になるので、ちょっとその辺どのように考えられているのかお伺いします。

○新田委員長 山西社会教育課長。

○山西社会教育課長 まず、はらみちを美術館のこれまでの企画展につきましても、いわゆる展示室は、はら先生の作品が展示してありますので、企画展というのはロビーといいますか入ってすぐのスペースで展示をされるということで、他の美術館よりはどうしても展示スペースの都合もあって、大規模な企画というところにはなかなかできない現状もあります。その中で、前指定管理者のところもですね、長い年月指定管理いただく中で、様々にネットワークを作られたり作家さんとのコネクションを作られたりする中で、入館者を増やしていただいたりファンをふやしていただいた、その基本には、はら先生の作品というところがまずあるかと思いますが、そういった努力をしていただいていますので、確かに4月の指定管理になった途端にですね、前指定管理者のようなところというのはちょっと望めないところもあるかとは思っております。ですが、やはり君田温泉との一体的な活用ということで今回指定管理をさせていただいております。8月の入館者を見てもやはり、君田温泉がリニューアルオープンしてからの方がはるかにやはり入館者も増えているという現状もございますので、その中で、やはり温泉との一体的な効果活用というところを期待するところでございます。申請書の方にはですね、新たな取組のアイデアとして、そのロビーを使った、例えばここはちょっと協議もありますが、カフェのというか飲食の提供ができるようなことができないかとかですね、音楽イベントといったような今までにないアイデアもいただいておりますので、その辺について、まずはスタートを切っていただく中でですね、連携していければというふうに考えております。

○新田委員長 月橋副委員長。

やっぱりお客さんが増えているというところだと思いますし、過去のロビーのところですね、地元の方の写真展とか、ちょっと変わったような、そこまでメジャーじゃないんだけど頑張って美術品作られてる方とかの展示っていうのもあったんですよ。そこに出したいというか、出すことがすごい喜ばれる作品を作られてる方っていうのもね、写真撮られてる方っていうのもいらっしゃるんで、地元君田の中心にですね、そういったところも今後もですね、今までの縁を切らずにちょっとつないでいただきたい、ていうのがやっぱりありますので、その辺もう一度、奥田元宋・小由女美術館との協力っていうところも含めて、もう一度教育委員会として、どのように体制をとるのかということをお教えください。

○新田委員長 山西社会教育課長。

○山西社会教育課長 奥田元宋・小由女美術館との具体的な連携というところまでは今のところを想定をしてないところもありますけれども、議員おっしゃっていただきましたように、過去にはらみちを美術館で作品を発表された方っていうのが実際にいらっしゃいますし、またそれに携わっておられた方がですね、

まだ君田もいらっしゃいますのでそういったところはですね、お繋ぎしながら活動をですね、活発にしていいただけるようにしていければというふうに考えております。

○新田委員長 その他、質疑ございますか。

増田委員。

○増田委員 この候補者の選定についてちょっと1点ほどお伺いしたいんですが、プロポーザルの条件なので候補者さんになるというのは当然なのかなというのは理解するんですが、初日の本会議のときでも質疑の中でもあったんですが、8月オープン直後でいろいろと混乱しているのではないかと、人手不足とかそういう部分で課題があるのではないかと、業者さんの方に課題があるんじゃないかというご指摘があったような気もするんですが、そういった中で今後10月以降、この候補者さんで安定的、またはいろいろな運営の中で効率的な運営とか魅力的に運営できるっていう部分で、市としては考えているという部分でよろしいのか、確認の意味で質問させてください。

○新田委員長 山西社会教育課長。

○山西社会教育課長 確かに温泉施設の方の臨時休館がこれはシステムのメンテナンスということで、臨時に休館されたというふうに伺っております。はらみちを美術館以外にもですね、2件の指定管理をこの度、同業者にお願いする議案を提出しております。そういった中では、一体的な施設管理の中でですね、人についてもうまくローテーションといいますか、シフトの体制をとっていただけるものというふうに考えております。

○新田委員長 その他ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ないようでしたら、以上で議案第84号の審査を終わります。教育部の皆さん、ありがとうございました。

(教育部退室)

○新田委員長 それでは、ここでしばらく休憩いたします。再開は11時15分とします。

午前11時6分 休憩

午前11時15分 再開

○新田委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

それでは委員会審査報告書に沿って、議案の討論、採決を行います。

これより、「議案第78号三次市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)」について、討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第78号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○新田委員長 ご異議なしと認め、本案は原案通り可決すべきものと決しました。

次に「議案第 82 号工事請負契約の一部変更について」の討論を行います。討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○新田委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 82 号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○新田委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に「議案第 83 号広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」の討論を行います。討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○新田委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 83 号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○新田委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に「議案第 84 号指定管理者の指定について」の討論を行います。討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○新田委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 84 号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○新田委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。以上で、採決を終わります。

次に、委員長報告ですが、今回の議案の報告に付すべき意見があれば、お願いいたします。

増田委員。

○増田委員 議案 78 号国民保険条例の一部改正についてなんですが、議案第 83 号の方は広域連合の規約改正なんで、議案第 78 号で特化させて発言させていただきますと、質疑の中で委員の皆さんからも様々な質疑等ありましたが、なかなかやっぱり背景として市民の皆さんにご理解いただけない、いただけない、または被保険者の方のご理解と非常に難しいんじゃないかと思ひますし、質疑の中でも新聞と違ったのではないか、状況違うんじゃないかというような議論がありましたので、付け加える意見としては、三次市の健康保険の保険者として被保険者に、イメージ図などを使ってわかりやすく丁寧に周知をしていただきたい旨を付け加えていただきたいと思います。引き続き周知に努力されたいという部分でお願いしたいと思ひます。

○新田委員長 他にございますか。

藤岡委員。

○藤岡委員 議案第82号工事請負契約の一部変更について、こちら質疑または答弁の中で、事前にはわからなかった当初設計のところでわからなかったところもあるというふうに答弁をいただきまして、ある程度仕方がない部分もあると思うんですが、これからですね、解体そして建築工事が進んでいく中で、ぜひ児童または周辺住民にとって、安全、そして着実な工事になるよう努められたい。また担当部署としてもその着実な工事が行われるようですね、しっかりと監督をしていただきたいという旨、委員長報告につけていただければと思います。

○新田委員長 その他ございますか。

重信議員。

○重信委員 議案第82号工事請負契約の一部変更について、付すべき意見を申し述べます。工期がですね、5%ばかり遅れている状況でございます。ぜひとも開園には間に合わせていただきたく、工期通りお願いしたい旨、付け加えていただきたいと思います以上です。

○新田委員長 その他ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 それではお諮りします。委員長報告の案文作成につきましては、ただいまの皆さんの意見を集約しつつ、正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ではそのようにさせていただき、後日タブレットへ入れさせていただきますので、よろしくお願いします。

以上で本日の予定はすべて終了いたしました。これにて、教育民生常任委員会を閉会といたします。

委員の皆様、ご苦労さまでした。

午前11時20分 終了

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和6年9月6日

教育民生常任委員会

委員長 新田 真一